

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第十七条第二項及び第二十条第四項に規定する必要な調整を定める件等の一部を改正する件 新旧対照条文

目次

○ 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第十七条第二項及び第二十条第四項に規定する必要な調整を定める件（平成十年 金融監督庁 大蔵省告示第十五号） 農林水産省	1
○ 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第十五条第二項及び第十八条第四項に規定する必要な調整について定める件（平成十年大蔵省告示第十九号） 金融監督庁 農林水産省	4
○ 農林中央金庫法の施行に關し定める件（平成十三年金融融庁告示第十三号） 農林水産省	7
○ 農業協同組合法施行令第一条の十第十一項第五号及び第十条並びに農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第十五条の五第二項、第十六条第二項及び第四項並びに第十七条第一項の規定に基づき、合算関連法人等から除かれる者として農林水産大臣及び金融融庁長官が定める者等を定める件（平成二十六年金融融庁告示第十号） 農林水産省	12
○ 水産業協同組合法施行令第十条第十一項第五号及び第二十九条並びに漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第十三条の五第二項、第十四条第二項及び第四項並びに第十五条第一項の規定に基づき、合算関連法人等から除かれる者として農林水産大臣及び金融融庁長官が定める者等を定める件（平成二十六年金融融庁告示第十二号） 農林水産省	18
○ 農林中央金庫法施行令第七条第十一項第五号及び第四十二条並びに農林中央金庫法施行規則第七十一条の五第二項、第七十二条第二項及び第四	

項並びに第七十三条第一項及び同項第六号の規定に基づき、合算関連法人等から除かれる者として農林水産大臣及び金融庁長官が定める者等を定める件（平成二十六年^{金融}農林水産省^{告示第十四号}）

○ 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則附則第三十条第二項第二十四号の規定に基づき金融機関等を定める件（平成二十八年^{金融}農林水産省^{告示第三号}）

○ 附則

○金融庁告示第一号
農林水産省

銀行法施行令等の一部を改正する政令（令和元年政令第三百三十九号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第十七条第二項及び第二十条第四

項に規定する必要な調整を定める件（平成十年大蔵省告示第十五号）等の一部を次のように改正する。

金融監督庁
農林水産省

令和元年十一月二十一日

金融庁長官 遠藤 俊英

農林水産大臣 江藤 拓

（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第十七条第二項及び第二十条第四項に規定する必要な調整を定める件の一部改正）

第一条 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第十七条第二項及び第二十条第四項に規定する必要な調整を定める件の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>(命令第十七条第三項の規定による自己資本の額の調整)</p> <p>第一条 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令(以下「命令」という。)第十七条第三項の規定による組合(農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号。以下「法」という。))第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合をいう。以下同じ。又は連合会(法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会をいう。以下同じ。))の必要な調整を加えた自己資本の額は、農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準(平成十八年^{金融} 融 庁 告示第二号。以下「告示」という。))第二条の算式における自己資本の額とする。</p> <p>(命令第二十條第四項の規定による自己資本の額の調整)</p> <p>第二条 命令第二十條第四項の規定による組合又は連合会及びその子会社等(法第十一条の八第二項前段に規定する子会社等をいう。))の必要な調整を加えた自己資本の額(以下「調整自己資本額」という。))は、告示第十条の算式における自己資本の額とする。</p> <p>2 法第十一条の八第二項前段の規定の適用に当たり組合又は連合会が関連法人等(命令第十条第三項に規定する関連法人等をいう。))</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>(命令第十七条第二項の規定による自己資本の額の調整)</p> <p>第一条 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令(以下「命令」という。))第十七条第二項の規定による組合(農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号。以下「法」という。))第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合をいう。以下同じ。又は連合会(法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会をいう。以下同じ。))の必要な調整を加えた自己資本の額は、農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準(平成十八年^{金融} 融 庁 告示第二号。以下「告示」という。))第二条の算式における自己資本の額とする。</p> <p>(命令第二十條第四項の規定による自己資本の額の調整)</p> <p>第二条 命令第二十條第四項の規定による組合又は連合会及びその子会社等(法第十一条の八第二項前段に規定する子会社等をいう。以下同じ。))の必要な調整を加えた自己資本の額(以下「調整自己資本額」という。))は、告示第十条の算式における自己資本の額とする。</p> <p>2 法第十一条の八第二項前段の規定の適用に当たり組合又は連合会の子会社等に関連法人等(命令第十九条第二号に規定する関連法人</p>

<p>を有する<u>場合の調整自己資本額</u>は、前項の規定にかかわらず、当該<u>関連法人等</u>を除いて算出した告示第十条の算式における<u>自己資本の額</u>とする。</p>	<p>等をいう。)が<u>含まれる場合の調整自己資本額</u>は、前項の規定にかかわらず、当該<u>関連法人等</u>を除いて算出した告示第十条の算式における<u>自己資本の額</u>に当該<u>関連法人等の告示第二条の算式</u>における<u>自己資本の額</u>に相当する額を加えたものとする。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第十五条第二項及び第十八条第四項に規定する必要な調整について定める件の一部改正)

第二条 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第十五条第二項及び第十八条第四項に規定する必要な調

金融監督庁

整について定める件(平成十年大蔵省告示第十九号)の一部を次のように改正する。

農林水産省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(命令第十五条第三項の規定による自己資本の額の調整)</p> <p>第一条 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（以下「命令」という。）第十五条第三項の規定による組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号。以下「法」という。）第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合又は法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合をいう。以下同じ。）又は連合会（法第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会又は法第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会をいう。以下同じ。）の必要な調整を加えた自己資本の額は、漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年金融庁告示第三号。以下「告示」という。）第二条の算式における自己資本の額とする。</p> <p>(命令第十八条第四項の規定による自己資本の額の調整)</p> <p>第二条 命令第十八条第四項の規定による組合又は連合会及びその子会社等（法第十一条の十一第二項前段（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。以下</p>	<p>(漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第十五条第二項の規定による自己資本の額の調整)</p> <p>第一条 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（以下「命令」という。）第十五条第二項の規定による組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号。以下「法」という。）第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合又は法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合をいう。以下同じ。）又は連合会（法第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会又は法第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会をいう。以下同じ。）の必要な調整を加えた自己資本の額は、漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年金融庁告示第三号。以下「告示」という。）第二条の算式における自己資本の額とする。</p> <p>(漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第十八条第四項の規定による自己資本の額の調整)</p> <p>第二条 命令第十八条第四項の規定による組合又は連合会及びその子会社等（法第十一条の十一第二項前段（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。以下</p>

<p>同じ。)に規定する子会社等をいう。)の必要な調整を加えた自己資本の額(以下「調整自己資本額」という。)は、告示第十条の算式における自己資本の額とする。</p> <p>2 法第十一条の十一第二項前段の規定の適用に当たり組合又は連合会が関連法人等(命令第六条第二号に規定する関連法人等をいう。)を有する場合の調整自己資本額は、前項の規定にかかわらず、当該関連法人等を除いて算出した告示第十条の算式における自己資本の額とする。</p>	<p>同じ。)に規定する子会社等をいう。以下同じ。)の必要な調整を加えた自己資本の額(以下「調整自己資本額」という。)は、告示第十条の算式における自己資本の額とする。</p> <p>2 法第十一条の十一第二項前段の規定の適用に当たり組合又は連合会の子会社等に関連法人等(命令第六条第二号に規定する関連法人等をいう。)が含まれる場合の調整自己資本額は、前項の規定にかかわらず、当該関連法人等を除いて算出した告示第十条の算式における自己資本の額に当該関連法人等の告示第二条の算式における自己資本の額に相当する額を加えたものとする。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(農林中央金庫法の施行に関し定める件の一部改正)

第三条 農林中央金庫法の施行に関し定める件(平成十三年^金農林水産省^融告示第十三号)の一部を次のように

改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>(自己資本の額に加える調整)</p> <p>第四条の三 規則第七十三条第三項に規定する法第五十六条第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を加えた額は、単体普通出資等Tier1資本の額(農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準(平成十八年^金融^庁告示第四号。以下「基準告示」という。)第十四条第一号の算式における普通出資等Tier1資本の額をいう。)及び単体その他Tier1資本の額(基準告示第十四条第二号の算式におけるその他Tier1資本の額をいう。)の合計額とする。</p> <p>〔項を削る。〕</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>(自己資本の額に加える調整)</p> <p>第四条の三 規則第七十三条第二項に規定する法第五十六条第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を加えた額は、単体普通出資等Tier1資本の額(農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準(平成十八年^金融^庁告示第四号。以下「基準告示」という。)第十四条第一号の算式における普通出資等Tier1資本の額をいう。以下同じ。)、単体その他Tier1資本の額(基準告示第十四条第二号の算式におけるその他Tier1資本の額をいう。以下同じ。)及び単体Tier2資本の額(基準告示第十四条第三号の算式におけるTier2資本の額をいう。以下同じ。)の合計額とする。</p> <p>2 前項の単体普通出資等Tier1資本の額及び単体Tier2資本の額の算定に当たっては、その他有価証券評価差額金(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下この項において「財務諸表等規則」という。)第六十七条第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金をいう。の額が正の値である場合の当該額及び繰延ヘッジ損益(同条第一項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、ヘッジ対象がその他有価証券(財務諸表等規則第八条第二十二項に規定するその他有価</p>

2|| 農林中央金庫が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営む場合には、前項の自己資本の額に特別留保金及び債権償却準備金の額を含むものとする。

(連結自己資本の額に加える調整)

第四条の五 規則第七十六条第四項に規定する法第五十六条第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を加えた額(以下この条において「調整連結自己資本額」という。)は、連結普通出資等Tier1資本の額(基準告示第二条第一号の算式における普通出資等Tier1資本の額をいう。次項において同じ。)及び連結その他Tier1資本の額(基準告示第二条第二号の算式におけるその他Tier1資本の額をいう。次項において同じ。)の合計額とする。

2 農林中央金庫が関連法人等(農林中央金庫法施行令(以下「令」という。))第八条第三項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。(を有する場合には、調整連結自己資本額は、前項の規定にかかわらず、当該関連法人等を除いて算出した連結普通出資等Tier1

証券をいう。)であるものに限る。)の額の合計額が正の値である場合の当該合計額は考慮しない。ただし、この場合においても、単体Tier2資本の額は、単体普通出資等Tier1資本の額に単体その他Tier1資本の額を加えた額を上限とする。

3|| 農林中央金庫が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営む場合には、第一項の自己資本の額に特別留保金及び債権償却準備金の額を含むものとする。

(連結自己資本の額に加える調整)

第四条の五 規則第七十六条第四項に規定する法第五十六条第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を加えた額(以下この条において「調整連結自己資本額」という。)は、連結普通出資等Tier1資本の額(基準告示第二条第一号の算式における普通出資等Tier1資本の額をいう。以下この条において同じ。)、連結その他Tier1資本の額(基準告示第二条第二号の算式におけるその他Tier1資本の額をいう。以下この条において同じ。)及び連結Tier2資本の額(基準告示第二条第三号の算式におけるTier2資本の額をいう。以下この条において同じ)の合計額とする。

2 農林中央金庫が関連法人等(農林中央金庫法施行令(以下「令」という。))第八条第三項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。(を有する場合には、調整連結自己資本額は、前項の規定にかかわらず、当該関連法人等を除いて算出した連結普通出資等Tier1

資本の額及び連結その他Tier1資本の額の合計額とする。

「項を削る。」

「項を削る。」

3|| 農林中央金庫又は農林中央金庫の子会社等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営む場合には、第一項又

資本の額、連結その他Tier1資本の額及び連結Tier2資本の額の合計額に当該関連法人等の単体普通出資等Tier1資本の額に相当する額、単体その他Tier1資本の額に相当する額及び単体Tier2資本の額に相当する額の合計額を加えたものとする。

3|| 前二項の連結普通出資等Tier1資本の額及び連結Tier2資本の額の算定に当たっては、その他有価証券評価差額金（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下この項において「連結財務諸表規則」という。）第四十三条の二第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金をいう。）の額が正の値である場合の当該額及び繰延ヘッジ損益（同項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、ヘッジ対象がその他有価証券（連結財務諸表規則第二条第十八号に規定するその他有価証券をいう。）であるものに限る。）の額の合計額が正の値である場合の当該合計額は考慮しない。ただし、この場合においても、連結Tier2資本の額は、連結普通出資等Tier1資本の額に連結その他Tier1資本の額を加えた額を超えない額とする。

4|| 前項の規定は、第二項の関連法人等の単体普通出資等Tier1資本の額に相当する額、単体その他Tier1資本の額に相当する額及び単体Tier2資本の額に相当する額の算定について準用する。

5|| 農林中央金庫又は農林中央金庫の子会社等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営む場合には、第一項又

<p>は前項の調整連結自己資本額に当該信託業務を営む農林中央金庫又は農林中央金庫の子会社等の特別留保金及び債権償却準備金の額を含むものとする。</p>	<p>は第二項の調整連結自己資本額に当該信託業務を営む農林中央金庫又は農林中央金庫の子会社等の特別留保金及び債権償却準備金の額を含むものとする。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(農業協同組合法施行令第一条の十第十一項第五号及び第十条並びに農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第十五条の五第二項、第十六条第二項及び第四項並びに第十七条第一項の規定に基づき、合算関連法人等から除かれる者として農林水産大臣及び金融庁長官が定める者等を定める件の一部改正)

第四条 農業協同組合法施行令第一条の十第十一項第五号及び第十条並びに農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第十五条の五第二項、第十六条第二項及び第四項並びに第十七条第一項の規定に基づき、合算関連法人等から除かれる者として農林水産大臣及び金融庁長官が定める者等を定める

件(平成二十六年金融庁告示第十号)の一部を次のように改正する。
農林水産省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる対象規定(題名を含む。以下同じ。)で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>〔<u>題名</u>〕農業協同組合法施行令第十条第十一項第五号及び第六十二条並びに農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第十五条の五第二項、第十六条第二項及び第四項から第六項まで並びに第十七条第一項及び第二項の規定に基づき合算関連法人等から除かれる者として農林水産大臣及び金融庁長官が定める者等を定める告示</p> <p>(債務の保証以外のオフ・バランス取引等)</p> <p>第三条 命令第十六条第四項の農林水産大臣及び金融庁長官が別に定めるものは、次に掲げる取引とする。</p> <p>一 自己資本比率告示第四十九条第一項の表零の項から百の項まで及び同条第二項の表の中欄に掲げるオフ・バランス取引(前条に該当するもの及び現金又は有価証券による担保の提供を除く。)</p> <p>並びに自己資本比率告示の規定により与信相当額が算出される現金又は有価証券による担保の提供</p> <p>二 自己資本比率告示第五十条第一項本文に規定する派生商品取引(第七条第六号において「派生商品取引」という。)及び自己資本比率告示第五十条第四項に規定する長期決済期間取引</p> <p>三 自己資本比率告示第二百二十四条の四第三項各号に掲げるオフ</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>〔<u>題名を付する。</u>〕</p> <p>(債務の保証以外のオフ・バランス取引等)</p> <p>第三条 〔同上〕</p> <p>一 自己資本比率告示第四十九条第一項の表零の項から百の項まで及び同条第二項の表の中欄に掲げるオフ・バランス取引(前条に該当するものを除く。)</p> <p>二 自己資本比率告示第五十条第一項本文の先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引(第七条第六号において「派生商品取引」という。)及び自己資本比率告示第五十条第四項に規定する長期決済期間取引</p> <p>三 自己資本比率告示第二百二十六条第一項各号に掲げるオフ・バ</p>

・バランス取引

(オフ・バランス取引等の信用の供与等の額の算出方法)

第四条 前二条に定めるものの信用の供与等の額は、自己資本比率告示の規定により算出される与信相当額(当該信用の供与等の額が命令第十六条第一項から第四項までに規定する貸借対照表の勘定に計上される場合においては、当該信用の供与等の額を除く。)とする。

2 「略」

(資金清算機関等への預託金又は担保の差入れ)

第四条の二 命令第十六条第五項の農林水産大臣及び金融庁長官が定めるものは、自己資本比率告示第七条第三項第三号に掲げるものとする。

(ルックスルー方式による信用の供与等の額の計上又は算出の方法等)

第四条の三 命令第十六条第六項の農林水産大臣及び金融庁長官が定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)に規定する投資信託若しくは外国投資信託の受益証券、投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券又は外国投資証券に係る取引

ランス取引

(オフ・バランス取引等の信用の供与等の額の算出方法)

第四条 前二条に定めるものの信用の供与等の額は、自己資本比率告示の規定により算出される与信相当額(当該信用の供与等の額が命令第十六条各項に規定する貸借対照表の勘定に計上される場合においては、当該信用の供与等の額を除く。)とする。

2 「同上」

「条を加える。」

「条を加える。」

二 証券化取引（自己資本比率告示第一条第一号に規定する証券化取引をいう。）に係る取引

2 命令第十六条第六項の農林水産大臣及び金融庁長官が定める方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

一 裏付けとなる原資産（命令第十六条第六項に規定する原資産をいう。以下この項において同じ。）が同一である間接的信用供与等（同条第六項に規定する間接的信用供与等をいう。以下この項において同じ。）のいずれもが他の間接的信用供与等に劣後するものでない場合 当該原資産を裏付けとする間接的信用供与等の総額に占める対象信用供与等（同条第六項の規定による計上又は算出の対象となる間接的信用供与等をいう。以下この項において同じ。）の額の割合を個別資産（同条第六項に規定する個別資産をいう。以下この項において同じ。）の価額に乗じた額について、当該個別資産に係る債務を負担する者その他実質的に当該対象信用供与等を受けている者に対する信用の供与等の額とみなして、その者に対する他の信用の供与等の額と合算する方法

二 裏付けとなる原資産が同一である間接的信用供与等のいずれかが他の間接的信用供与等に劣後するものである場合 当該原資産を裏付けとする間接的信用供与等のうち対象信用供与等と同一順位の階層にある間接的信用供与等の総額に占める当該対象信用供与等の額の割合を個別資産の価額に乗じた額（当該額が当該対象信用供与等の額を超えるときは、当該対象信用供与等の額）につ

いて、当該個別資産に係る債務を負担する者その他実質的に当該対象信用供与等を受けている者に対する信用の供与等の額とみなして、その者に対する他の信用の供与等の額と合算する方法

三 対象信用供与等に係る個別資産又は当該個別資産に係る債務を負担する者その他実質的に当該対象信用供与等を受けている者を特定することが著しく困難である場合 当該対象信用供与等について、一の法第十一条の八第一項本文に規定する同一人に擬した者（以下この号において「擬似同一人」という。）に対する信用の供与等とみなして、当該対象信用供与等の額を当該擬似同一人に対する他の信用の供与等の額と合算する方法

3 命令第十六条第六項ただし書の農林水産大臣及び金融庁長官が定める場合は、前項各号に定める方法により信用の供与等の額を計上し、又は算出することが不適当であると農林水産大臣及び金融庁長官が認める場合とする。

（信用の供与等の額から控除される額）

第七条 命令第十七条第一項第八号の農林水産大臣及び金融庁長官が定める額は、組合の同一人に係る命令第十六条各項の規定により計上され、又は算出される信用の供与等の額に係る次に掲げる額の合計額とする。

「一〇五 略」

六 命令第十六条第四項第九号イ、ハ及びホに掲げる勘定（同号ホに掲げる勘定にあつては、先物取引差入証拠金として計上される

（信用の供与等の額から控除される額）

第七条 命令第十七条第一項第八号の農林水産大臣及び金融庁長官が定める額は、組合の同一人に係る命令第十六条第一項から第四項までの規定により計上又は算出される信用の供与等の額に係る次に掲げる額の合計額とする。

「一〇五 同上」

六 命令第十六条第四項第九号イ、ハ及びホに掲げる勘定（同号ホに掲げる勘定にあつては、先物取引差入証拠金として計上される

ものに限る。)並びに自己資本比率告示の規定により与信相当額が算出される現金又は有価証券による担保の提供に係る信用の供与等の額のうち当該信用の供与等を行う原因となった派生商品取引を時価評価することにより算出した再構築コストの額(零を下回る場合に限る。)を零から差し引いた額

〔七・八 略〕

(信用リスク削減手法等)

第八条 命令第十七条第二項の農林水産大臣及び金融庁長官が定める手段は、自己資本比率告示第五十五条第一項に規定する信用リスク削減手法(次項において「信用リスク削減手法」という。)とする。

2 命令第十七条第二項ただし書の農林水産大臣及び金融庁長官が定めるものは、信用リスク削減手法のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 担保として提供される現金及び自組合貯金
- 二 地方公共団体が債務の保証をした貸出金に係る当該債務の保証

備考 表中の「」の記載は注記である。

ものに限る。)並びに自己資本比率告示第四十九条第一項の表百の項の中欄八に掲げる取引(現金又は有価証券による担保の提供に限る。)に係る信用の供与等の額のうち当該信用の供与等を行う原因となった派生商品取引を時価評価することにより算出した再構築コストの額(零を下回る場合に限る。)を零から差し引いた額

〔七・八 同上〕

〔条を加える。〕

(水産業協同組合法施行令第十条第十一項第五号及び第二十九条並びに漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第十三条の五第二項、第十四条第二項及び第四項並びに第十五条第一項の規定に基づき、合算関連法人等から除かれる者として農林水産大臣及び金融庁長官が定める者等を定める件の一部改正)

第五条 水産業協同組合法施行令第十条第十一項第五号及び第二十九条並びに漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第十三条の五第二項、第十四条第二項及び第四項並びに第十五条第一項の規定に基づき、合算関連法人等から除かれる者として農林水産大臣及び金融庁長官が定める者等を定める件(平成二十六年金融庁告示第十二号)の一部を次のように改正する。
農林水産省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>〔<u>題名</u>〕水産業協同組合法施行令第十条第十一項第五号及び第二十九条並びに漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第十条の五第二項、第十四条第二項及び第四項から第六項まで並びに第十五条第一項及び第二項の規定に基づき合算関連法人等から除かれる者として農林水産大臣及び金融庁長官が定める者等を定める告示</p> <p>(合算関連法人等から除かれる者)</p> <p>第一条 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令(以下「命令」という。)第十三条の五第二項の農林水産大臣及び金融庁長官が定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 他の法人等(水産業協同組合法施行令(以下「令」という。)第九条第二項に規定する法人等をいう。)の子会社(令第十条第四項(同条第十三項及び第十六項において準用する場合を含む。)に規定する子会社をいう。以下この号において同じ。)又は子法人等(令第九条第二項に規定する子法人等をいい、子会社に該当するものを除く。)(前号に掲げる者を除く。)</p> <p>〔三・四 略〕</p> <p>五 同一人自身(令第十条第一項(同条第十三項及び第十六項にお</p>	<p>〔<u>題名</u>を付する。〕</p> <p>(合算関連法人等から除かれる者)</p> <p>第一条 〔同上〕</p> <p>一 〔同上〕</p> <p>二 他の法人等(水産業協同組合法施行令(以下「令」という。)第九条第二項に規定する法人等をいう。)の子会社(令第十条第四項(同条第十二項及び第十五項において準用する場合を含む。)に規定する子会社をいう。以下この号において同じ。)又は子法人等(令第九条第二項に規定する子法人等をいい、子会社に該当するものを除く。)(前号に掲げる者を除く。)</p> <p>〔三・四 同上〕</p> <p>五 同一人自身(令第十条第一項(同条第十二項及び第十五項にお</p>

いて準用する場合を含む。)に規定する同一人自身をいう。第七
条第八号において同じ。)の破綻によりその者が連鎖的に破綻す
る見込みがないことが明らかである者(前各号に掲げる者を除く
。)

(債務の保証以外のオフ・バランス取引等)

第三条 命令第十四条第四項の農林水産大臣及び金融庁長官が別に定
めるものは、次に掲げる取引とする。

一 自己資本比率告示第四十九条第一項の表零の項から百の項まで
及び同条第二項の表の中欄に掲げるオフ・バランス取引(前条に
該当するもの及び現金又は有価証券による担保の提供を除く。)
並びに自己資本比率告示の規定により与信相当額が算出される現
金又は有価証券による担保の提供

二 自己資本比率告示第五十条第一項本文に規定する派生商品取引
(第七条第六号において「派生商品取引」という。)及び自己資
本比率告示第五十条第四項に規定する長期決済期間取引

三 自己資本比率告示第二百二十四条の四第三項各号に掲げるオフ
・バランス取引

(オフ・バランス取引等の信用の供与等の額の算出方法)

第四条 前二条に定めるものの信用の供与等の額は、自己資本比率告
示の規定により算出される与信相当額(当該信用の供与等の額が命

いて準用する場合を含む。)に規定する同一人自身をいう。第七
条第八号において同じ。)の破綻によりその者が連鎖的に破綻す
る見込みがないことが明らかである者(前各号に掲げる者を除く
。)

(債務の保証以外のオフ・バランス取引等)

第三条 「同上」

一 自己資本比率告示第四十九条第一項の表零の項から百の項まで
及び同条第二項の表の中欄に掲げるオフ・バランス取引(前条に
該当するものを除く。)

二 自己資本比率告示第五十条第一項本文の先渡、スワップ、オフ
ションその他の派生商品取引(第七条第六号において「派生商品
取引」という。)及び自己資本比率告示第五十条第四項に規定す
る長期決済期間取引

三 自己資本比率告示第二百二十六条第一項各号に掲げるオフ・バ
ランス取引

(オフ・バランス取引等の信用の供与等の額の算出方法)

第四条 前二条に定めるものの信用の供与等の額は、自己資本比率告
示の規定により算出される与信相当額(当該信用の供与等の額が命

令第十四条第一項から第四項までに規定する貸借対照表の勘定に計上される場合においては、当該信用の供与等の額を除く。」とする。

2 「略」

(資金清算機関等への預託金又は担保の差入れ)

第四条の二 命令第十四条第五項の農林水産大臣及び金融庁長官が定めるものは、自己資本比率告示第七条第三項第三号に掲げるものとする。

(ルックスルー方式による信用の供与等の額の計上又は算出の方法等)

第四条の三 命令第十四条第六項の農林水産大臣及び金融庁長官が定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)に規定する投資信託若しくは外国投資信託の受益証券、投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券又は外国投資証券に係る取引

二 証券化取引(自己資本比率告示第一条第一号に規定する証券化取引をいう。)に係る取引

2 命令第十四条第六項の農林水産大臣及び金融庁長官が定める方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

令第十四条各項に規定する貸借対照表の勘定に計上される場合においては、当該信用の供与等の額を除く。」とする。

2 「同上」

「条を加える。」

「条を加える。」

-
- 一 裏付けとなる原資産（命令第十四条第六項に規定する原資産をいう。以下この項において同じ。）が同一である間接的信用供与等（同条第六項に規定する間接的信用供与等をいう。以下この項において同じ。）のいずれもが他の間接的信用供与等に劣後するものでない場合 当該原資産を裏付けとする間接的信用供与等の総額に占める対象信用供与等（同条第六項の規定による計上又は算出の対象となる間接的信用供与等をいう。以下この項において同じ。）の額の割合を個別資産等（同条第六項に規定する個別資産等をいう。以下この項において同じ。）の価額に乗じた額について、当該個別資産等に係る債務を負担する者その他実質的に当該対象信用供与等を受けている者に対する信用の供与等の額とみなして、その者に対する他の信用の供与等の額と合算する方法
 - 二 裏付けとなる原資産が同一である間接的信用供与等のいずれかが他の間接的信用供与等に劣後するものである場合 当該原資産を裏付けとする間接的信用供与等のうち対象信用供与等と同一順位の階層にある間接的信用供与等の総額に占める当該対象信用供与等の額の割合を個別資産等の価額に乗じた額（当該額が当該対象信用供与等の額を超えるときは、当該対象信用供与等の額）について、当該個別資産等に係る債務を負担する者その他実質的に当該対象信用供与等を受けている者に対する信用の供与等の額とみなして、その者に対する他の信用の供与等の額と合算する方法
 - 三 対象信用供与等に係る個別資産等又は当該個別資産等に係る債務を負担する者その他実質的に当該対象信用供与等を受けている
-

者を特定することが著しく困難である場合 当該対象信用供与等について、一の法第十一条の十一第一項本文に規定する同一人に擬した者（以下この号において「擬似同一人」という。）に対する信用の供与等とみなして、当該対象信用供与等の額を当該擬似同一人に対する他の信用の供与等の額と合算する方法

3 命令第十四条第六項ただし書の農林水産大臣及び金融庁長官が定める場合は、前項各号に定める方法により信用の供与等の額を計上し、又は算出することが不相当であると農林水産大臣及び金融庁長官が認める場合とする。

（外国政府等）

第五条 令第十条第十一項第五号（同条第十三項及び第十六項において準用する場合を含む。以下この条及び第七条において同じ。）の主務大臣の定めるものは、次に掲げる外国政府等（外国政府、外国の中央銀行及び国際機関をいう。以下この条において同じ。）とする。

【一・二 略】

（信用の供与等の額から控除される額）

第七条 命令第十五条第一項第八号の農林水産大臣及び金融庁長官が定める額は、組合等の同一人に係る命令第十四条各項の規定により計上され、又は算出される信用の供与等の額に係る次に掲げる額の合計額とする。

（外国政府等）

第五条 令第十条第十一項第五号（同条第十二項及び第十五項において準用する場合を含む。以下この条及び第七条において同じ。）の主務大臣の定めるものは、次に掲げる外国政府等（外国政府、外国の中央銀行及び国際機関をいう。以下この条において同じ。）とする。

【一・二 同上】

（信用の供与等の額から控除される額）

第七条 命令第十五条第一項第八号の農林水産大臣及び金融庁長官が定める額は、組合等の同一人に係る命令第十四条第一項から第四項までの規定により計上又は算出される信用の供与等の額に係る次に掲げる額の合計額とする。

一 「略」

二 令第十条第十一項第一号又は第二号（これらの規定を同条第十三項及び第十六項において準用する場合を含む。次号において同じ。）に掲げる法人が債務の保証を行うもののうち当該債務の保証の額

「三〇五 略」

六 令第十四条第四項第九号イ及びハに掲げる勘定（同号ハに掲げる勘定にあつては、先物取引差入証拠金として計上されるものに限る。）並びに自己資本比率告示の規定により与信相当額が算出される現金又は有価証券による担保の提供に係る信用の供与等の額のうち当該信用の供与等を行う原因となつた派生商品取引を時価評価することにより算出した再構築コストの額（零を下回る場合に限る。）を零から差し引いた額

「七・八 略」

（信用リスク削減手法等）

第八条 令第十五条第二項の農林水産大臣及び金融庁長官が定める手段は、自己資本比率告示第五十五条第一項に規定する信用リスク削減手法（次項において「信用リスク削減手法」という。）とする。

2 令第十五条第二項ただし書の農林水産大臣及び金融庁長官が定めるものは、信用リスク削減手法のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 「同上」

二 令第十条第十一項第一号又は第二号（これらの規定を同条第十二項及び第十五項において準用する場合を含む。次号において同じ。）に掲げる法人が債務の保証を行うもののうち当該債務の保証の額

「三〇五 同上」

六 令第十四条第四項第九号イ及びハに掲げる勘定（同号ハに掲げる勘定にあつては、先物取引差入証拠金として計上されるものに限る。）並びに自己資本比率告示第四十九条第一項の表百の項の中欄八に掲げる取引（現金又は有価証券による担保の提供に限る。）に係る信用の供与等の額のうち当該信用の供与等を行う原因となつた派生商品取引を時価評価することにより算出した再構築コストの額（零を下回る場合に限る。）を零から差し引いた額

「七・八 同上」

「条を加える。」

<p>一 担保として提供される現金及び自組合貯金</p> <p>二 地方公共団体が債務の保証をした貸出金に係る当該債務の保証</p>	<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>
--	---------------------------

(農林中央金庫法施行令第七条第十一項第五号及び第四十二条並びに農林中央金庫法施行規則第七十一条の五第二項、第七十二条第二項及び第四項並びに第七十三条第一項及び同項第六号の規定に基づき、合算
関連法人等から除かれる者として農林水産大臣及び金融庁長官が定める者等を定める件の一部改正)

第六条 農林中央金庫法施行令第七条第十一項第五号及び第四十二条並びに農林中央金庫法施行規則第七十条の五第二項、第七十二条第二項及び第四項並びに第七十三条第一項及び同項第六号の規定に基づき、

合算関連法人等から除かれる者として農林水産大臣及び金融庁長官が定める者等を定める件(平成二十六

年金融 融 庁
農林水産省 告示第十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>〔<u>題名</u>〕農林中央金庫法施行令第七条第十一項第五号及び第四十二条並びに農林中央金庫法施行規則第七十一条の五第二項、第七十二条第二項及び第四項から第六項まで並びに第七十三条第一項及び第二項の規定に基づき合算関連法人等から除かれる者として農林水産大臣及び金融庁長官が定める者等を定める告示</p> <p>(債務の保証以外のオフ・バランス取引等)</p> <p>第三条 規則第七十二条第四項の農林水産大臣及び金融庁長官が別に定めるものは、次に掲げる取引とする。</p> <p>一 自己資本比率告示第五十五条第一項の表零の項から百の項まで及び同条第二項の表の中欄に掲げるオフ・バランス取引(前条に該当するもの及び現金又は有価証券による担保の提供を除く。)</p> <p>並びに自己資本比率告示の規定により与信相当額が算出される現金又は有価証券による担保の提供</p> <p>二 〔略〕</p> <p>三 自己資本比率告示第二百二十五条の四第三項各号に掲げるオフ・バランス取引</p> <p>(オフ・バランス取引等の信用の供与等の額の算出方法)</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>〔<u>題名を付する。</u>〕</p> <p>(債務の保証以外のオフ・バランス取引等)</p> <p>第三条 〔同上〕</p> <p>一 自己資本比率告示第五十五条第一項の表零の項から百の項まで及び同条第二項の表の中欄に掲げるオフ・バランス取引(前条に該当するものを除く。)</p> <p>二 〔同上〕</p> <p>三 自己資本比率告示第二百二十七条第一項各号に掲げるオフ・バランス取引</p> <p>(オフ・バランス取引等の信用の供与等の額の算出方法)</p>

第四条 前二条に定めるものの信用の供与等の額は、自己資本比率告示の規定により算出される与信相当額（当該信用の供与等の額が規則第七十二条第一項から第四項までに規定する貸借対照表の勘定に計上される場合においては、当該信用の供与等の額を除く。）とする。

2 「略」

（資金清算機関等への預託金又は担保の差入れ）

第四条の二 規則第七十二条第五項の農林水産大臣及び金融庁長官が定めるものは、自己資本比率告示第十条第三項第三号に掲げるものとする。

（ルックスルー方式による信用の供与等の額の計上又は算出の方法等）

第四条の三 規則第七十二条第六項の農林水産大臣及び金融庁長官が定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 受益証券等（規則第六十三条に規定する受益証券等をいう。）に係る取引

二 証券化取引（自己資本比率告示第一条第一号に規定する証券化取引をいう。）に係る取引

2 規則第七十二条第六項の農林水産大臣及び金融庁長官が定める方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

第四条 前二条に定めるものの信用の供与等の額は、自己資本比率告示の規定により算出される与信相当額（当該信用の供与等の額が規則第七十二条各項に規定する貸借対照表の勘定に計上される場合においては、当該信用の供与等の額を除く。）とする。

2 「同上」

「条を加える。」

「条を加える。」

-
- 一 裏付けとなる原資産（規則第七十二条第六項に規定する原資産をいう。以下この項において同じ。）が同一である間接的信用供与等（同条第六項に規定する間接的信用供与等をいう。以下この項において同じ。）のいずれもが他の間接的信用供与等に劣後するものでない場合 当該原資産を裏付けとする間接的信用供与等の総額に占める対象信用供与等（同条第六項の規定による計上又は算出の対象となる間接的信用供与等をいう。以下この項において同じ。）の割合を個別資産等（同条第六項に規定する個別資産等をいう。以下この項において同じ。）の価額に乗じた額について、当該個別資産等に係る債務を負担する者その他実質的に当該対象信用供与等を受けている者に対する信用の供与等の額とみなして、その者に対する他の信用の供与等の額と合算する方法
 - 二 裏付けとなる原資産が同一である間接的信用供与等のいずれかが他の間接的信用供与等に劣後するものである場合 当該原資産を裏付けとする間接的信用供与等のうち対象信用供与等と同一順位の間層にある間接的信用供与等の総額に占める当該対象信用供与等の割合を個別資産等の価額に乗じた額（当該額が当該対象信用供与等の額を超えるときは、当該対象信用供与等の額）について、当該個別資産等に係る債務を負担する者その他実質的に当該対象信用供与等を受けている者に対する信用の供与等の額とみなして、その者に対する他の信用の供与等の額と合算する方法
 - 三 対象信用供与等に係る個別資産等又は当該個別資産等に係る債務を負担する者その他実質的に当該対象信用供与等を受けている
-

者を特定することが著しく困難である場合 当該対象信用供与等について、一の法第五十八条第一項本文に規定する同一人に擬した者（以下この号において「擬似同一人」という。）に対する信用の供与等とみなして、当該対象信用供与等の額を当該擬似同一人に対する他の信用の供与等の額と合算する方法

3 規則第七十二条第六項ただし書の農林水産大臣及び金融庁長官が定める場合は、前項各号に定める方法により信用の供与等の額を計上し、又は算出することが不相当であると農林水産大臣及び金融庁長官が認める場合とする。

（信用の供与等の額から控除される額）

第七条 規則第七十三条第一項第六号の農林水産大臣及び金融庁長官が定める額は、農林中央金庫の同一人に係る規則第七十二条各項の規定により計上され、又は算出される信用の供与等の額に係る次に掲げる額の合計額とする。

〔一〇五 略〕

六 規則第七十二条第四項第十号イ及びハに掲げる勘定並びに自己資本比率告示の規定により与信相当額が算出される現金又は有価証券による担保の提供に係る信用の供与等の額のうち当該信用の供与等を行う原因となった派生商品取引を時価評価することにより算出した再構築コストの額（零を下回る場合に限る。）を零から差し引いた額

〔七・八 略〕

（信用の供与等の額から控除される額）

第七条 規則第七十三条第一項第六号の農林水産大臣及び金融庁長官が定める額は、農林中央金庫の同一人に係る規則第七十二条第一項から第四項までの規定により計上又は算出される信用の供与等の額に係る次に掲げる額の合計額とする。

〔一〇五 同上〕

六 規則第七十二条第四項第十号イ及びハに掲げる勘定並びに自己資本比率告示第五十五条第一項の表百の項の中欄八に掲げる取引（現金又は有価証券による担保の提供に限る。）に係る信用の供与等の額のうち当該信用の供与等を行う原因となった派生商品取引を時価評価することにより算出した再構築コストの額（零を下回る場合に限る。）を零から差し引いた額

〔七・八 同上〕

<p>(信用リスク削減手法等)</p> <p>第八条 規則第七十三条第二項の農林水産大臣及び金融庁長官が定める手段は、自己資本比率告示第五十七条第一項に規定する信用リスク削減手法(次項において「信用リスク削減手法」という。)とする。</p> <p>2 規則第七十三条第二項ただし書の農林水産大臣及び金融庁長官が定めるものは、信用リスク削減手法のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一 担保として提供される現金及び自金庫預金</p> <p>二 地方公共団体が債務の保証をした貸出金に係る当該債務の保証</p>	<p>「条を加える。」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則附則第三十条第二項第二十四号の規定に基づき金融機関等を定める件の一部改正)

第七条 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則附則第三十条第二項第二十四号の規定に基づき金融機関等を定める件(平成二十八年^{金融}農林水産省^庁告示第三号

)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(合算関連法人等から除かれる者)</p> <p>第四条 規則第十三条の十一第二項の農林水産大臣及び金融庁長官が定める者については、特定承継会社（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（第七条及び第十条において「再編強化法」という。）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。以下同じ。）を銀行とみなして、銀行法施行令第四条第十三項第四号及び第十六条の二の第三項第二号並びに銀行法施行規則第十三条の十一第二項、第十四条第二項及び第四項から第六項まで、第十四条の二第一項及び第二項並びに第十四条の四の規定に基づき合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官が定める者等を定める告示（平成二十六年金融庁告示第五十一号。以下「大口信用供与等規制告示」という。）第一条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「金融庁長官」とあるのは「農林水産大臣及び金融庁長官」と、同項第三号中「第二条第二号の算式におけるTier1資本の額（当該銀行が海外営業拠点（銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年^{総理府}令第三十九号。以下「区分命令」という。）第一条第三項に規定する海外営業拠点をいう。次号及び第七条第一項に</p>	<p>(合算関連法人等から除かれる者)</p> <p>第四条 規則第十三条の十一第二項の農林水産大臣及び金融庁長官が定める者については、特定承継会社（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（第七条及び第十条において「再編強化法」という。）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。以下同じ。）を銀行とみなして、平成二十六年金融庁告示第五十一号（銀行法施行令第四条第十三項第四号並びに銀行法施行規則第十三条の十一第二項、第十四条第二項及び第四項、第十四条の二第一項並びに第十四条の四第一号及び第二号の規定に基づき、合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官が定める者等を定める件）第一条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「金融庁長官」とあるのは「農林水産大臣及び金融庁長官」と、同項第三号中「第二条第二号の算式におけるTier1資本の額（当該銀行が海外営業拠点（銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年^{総理府}令第三十九号。以下「区分命令」という。）第一条第三項に規定する海外営業拠点をいう。次号及び第七条第一項において同じ。）を有しないものである場合にあつては、自己資本比率告示第二十五条の算</p>

において同じ。)を有しないものである場合にあっては、自己資本比率告示第二十五条の算式における自己資本の額」とあるのは「第二十五条の算式における自己資本の額」と、同項第四号中「第十四条第二号の算式におけるTier1資本の額(当該銀行が海外営業拠点を有しない銀行である場合にあっては、自己資本比率告示第三十七条の算式における自己資本の額)」とあるのは「第三十七条の算式における自己資本の額」と読み替えるものとする。

(債務の保証)

第五条 規則第十四条第二項の農林水産大臣及び金融庁長官が別に定めるものについては、大口信用供与等規制告示第二条及び第四条の規定を準用する。この場合において、同告示第二条中「金融庁長官」とあるのは、「農林水産大臣及び金融庁長官」と読み替えるものとする。

(債務の保証以外のオフ・バランス取引)

第六条 規則第十四条第四項の農林水産大臣及び金融庁長官が別に定めるものについては、大口信用供与等規制告示第三条及び第四条の規定を準用する。この場合において、同告示第三条中「金融庁長官」とあるのは、「農林水産大臣及び金融庁長官」と読み替えるものとする。

(資金清算機関等への預託金又は担保の差入れ)

式における自己資本の額)」とあるのは「第二十五条の算式における自己資本の額」と、同項第四号中「第十四条第二号の算式におけるTier1資本の額(当該銀行が海外営業拠点を有しない銀行である場合にあっては、自己資本比率告示第三十七条の算式における自己資本の額)」とあるのは「第三十七条の算式における自己資本の額」と読み替えるものとする。

(債務の保証)

第五条 規則第十四条第二項の農林水産大臣及び金融庁長官が別に定めるものについては、平成二十六年金融庁告示第五十一号第二条及び第四条の規定を準用する。この場合において、同告示第二条中「金融庁長官」とあるのは、「農林水産大臣及び金融庁長官」と読み替えるものとする。

(債務の保証以外のオフ・バランス取引)

第六条 規則第十四条第四項の農林水産大臣及び金融庁長官が別に定めるものについては、平成二十六年金融庁告示第五十一号第三条及び第四条の規定を準用する。この場合において、同告示第三条中「金融庁長官」とあるのは、「農林水産大臣及び金融庁長官」と読み替えるものとする。

第六條の二 規則第十四條第五項の農林水産大臣及び金融庁長官が定めるものについては、大口信用供与等規制告示第四条の二の規定を準用する。この場合において、同条中「金融庁長官」とあるのは、「農林水産大臣及び金融庁長官」と読み替えるものとする。

「条を加える。」

(ルックスルー方式による信用の供与等の額の計上又は算出の方法)

第六條の三 規則第十四條第六項の農林水産大臣及び金融庁長官が定

「条を加える。」

める取引については、大口信用供与等規制告示第四条の三第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「金融庁長官」とあるのは、「農林水産大臣及び金融庁長官」と読み替えるものとする。

2 規則第十四條第六項の農林水産大臣及び金融庁長官が定める方法については、大口信用供与等規制告示第四条の三第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「金融庁長官」とあるのは、「農林水産大臣及び金融庁長官」と読み替えるものとする。

3 規則第十四條第六項ただし書の農林水産大臣及び金融庁長官が定める場合については、大口信用供与等規制告示第四条の三第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「金融庁長官」とあるのは、「農林水産大臣及び金融庁長官」と読み替えるものとする。

(外国政府等)

(外国政府等)

第七條 再編強化法附則第三十三條第一項の規定により適用する銀行
法施行令(昭和五十七年政令第四十号) 第四条第十三項第四号の農

第七條 再編強化法附則第三十三條第一項の規定により適用する銀行
法施行令(昭和五十七年政令第四十号) 第四条第十三項第四号の農

林水産大臣及び金融庁長官が定めるものについては、大口信用供与等規制告示第五条の規定を準用する。この場合において、同条中「金融庁長官」とあるのは、「農林水産大臣及び金融庁長官」と読み替えるものとする。

(金融機関間取引)

第八条 規則第十四条の二第一項各号列記以外の部分の農林水産大臣及び金融庁長官が定めるものについては、大口信用供与等規制告示第六条の規定を準用する。この場合において、同条中「金融庁長官」とあるのは「農林水産大臣及び金融庁長官」と、「次に掲げる者」とあるのは「次に掲げる者及び特定承継会社（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。）」と、同条第十七号中「法」とあるのは「銀行法」と読み替えるものとする。

(信用の供与等の額から控除される額)

第九条 規則第十四条の二第一項第六号の農林水産大臣及び金融庁長官が定める額については、特定承継会社を銀行とみなして、大口信用供与等規制告示第七条第一項（第七号イを除く。）の規定を準用する。この場合において、同項中「金融庁長官」とあるのは、「農林水産大臣及び金融庁長官」と読み替えるものとする。

林水産大臣及び金融庁長官が定めるものについては、平成二十六年金融庁告示第五十一号第五条の規定を準用する。この場合において、同条中「金融庁長官」とあるのは、「農林水産大臣及び金融庁長官」と読み替えるものとする。

(金融機関間取引)

第八条 規則第十四条の二第一項各号列記以外の部分の農林水産大臣及び金融庁長官が定めるものについては、平成二十六年金融庁告示第五十一号第六条の規定を準用する。この場合において、同条中「金融庁長官」とあるのは「農林水産大臣及び金融庁長官」と、「次に掲げる者」とあるのは「次に掲げる者及び特定承継会社（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。）」と、同条第十七号中「法」とあるのは「銀行法」と読み替えるものとする。

(信用の供与等の額から控除される額)

第九条 規則第十四条の二第一項第六号の農林水産大臣及び金融庁長官が定める額については、特定承継会社を銀行とみなして、平成二十六年金融庁告示第五十一号第七条第一項（第七号イを除く。）の規定を準用する。この場合において、同項中「金融庁長官」とあるのは、「農林水産大臣及び金融庁長官」と読み替えるものとする。

(信用リスク削減手法等)

第九条の二 規則第十四条の二第二項の農林水産大臣及び金融庁長官が定める手段については、大口信用供与等規制告示第八条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「金融庁長官」とあるのは、「農林水産大臣及び金融庁長官」と読み替えるものとする。

2 規則第十四条の二第二項ただし書の農林水産大臣及び金融庁長官が定めるものについては、大口信用供与等規制告示第八条第二項(第三号を除く。)の規定を準用する。この場合において、同項中「金融庁長官」とあるのは、「農林水産大臣及び金融庁長官」と読み替えるものとする。

(自己資本の額に加える調整)

第十条 規則第十四条の二第三項の規定に基づく再編強化法附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法(昭和五十六年法律第五十九号。以下「法」という。)第十四条の二第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を加えた額については、

特定承継会社を銀行とみなして、銀行法施行規則第十四条の二第三項の規定に基づき銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める告示(平成十年^{金融監}大^蔵)

督^庁省^省告示第三十一号)第二条の規定を準用する。この場合において

、同条第一項中「海外拠点を有しない銀行」とあるのは、「特定承

「条を加える。」

(自己資本の額に加える調整)

第十条 規則第十四条の二第二項の規定に基づく再編強化法附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法(昭和五十六年法律第五十九号。以下「法」という。)第十四条の二第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を加えた額については、

特定承継会社を銀行とみなして、平成十年^{金融監}大^蔵省^省告示第三十一

号(銀行法施行規則第十四条の二第二項の規定に基づき銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件)第二条の規定を準用する。この場合において、

同条第一項中「海外拠点を有しない銀行」とあるのは、「特定承継

<p>継会社（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六條第一項に規定する特定承継会社をいう。）と読み替えるものとする。</p> <p>「条を削る。」</p>	<p>会社（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六條第一項に規定する特定承継会社をいう。）と読み替えるものとする。</p> <p>（清算機関に対する信用の供与）</p> <p><u>第二十九條</u> 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則第三十五條の二第二項に規定する農林水産大臣及び金融庁長官が定めるものは、第十四條において準用する自己資本比率告示第十條第三項第三号に掲げるものとする。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

(適用時期)

第一条 この告示は、銀行法施行令等の一部を改正する政令の施行の日（令和二年四月一日）から適用する。

（農業協同組合法施行令第一条の十第十一項第五号及び第十条並びに農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第十五条の五第二項、第十六条第二項及び第四項並びに第十七条第一項の規定に基づき、合算関連法人等から除かれる者として農林水産大臣及び金融庁長官が定める者等を定める件の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第四条の規定による改正後の農業協同組合法施行令第十条第十一項第五号及び第六十二条並びに農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第十五条の五第二項、第十六条第二項及び第四項から第六項まで並びに第十七条第一項及び第二項の規定に基づき合算関連法人等から除かれる者として農林水産大臣及び金融庁長官が定める者等を定める告示第四条の三の規定は、当分の間、適用しない。

（水産業協同組合法施行令第十条第十一項第五号及び第二十九条並びに漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第十三条の五第二項、第十四条第二項及び第四項並びに第十五条第一項の規定に基づき、合算関

連法人等から除かれる者として農林水産大臣及び金融庁長官が定める者等を定める件の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第五条の規定による改正後の水産業協同組合法施行令第十条第十一項第五号及び第二十九条並びに漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第十三条の五第二項、第十四条第二項及び第四項から第六項まで並びに第十五条第一項及び第二項の規定に基づき合算関連法人等から除かれる者として農林水産大臣及び金融庁長官が定める者等を定める告示第四条の三の規定は、当分の間、適用しない。